

平成 22 年 1 月 21 日

西脇市長 來 住 壽 一 様

西脇市上下水道事業審議会  
会 長 長 峯 純 一

上下水道事業の経営の健全化について（答申）

本審議会は、平成 21 年 7 月 23 日に、市長から西脇市上下水道事業の経営の健全化及びその具体的な方策についての意見を求められた。

本審議会は、西脇市上下水道事業の現状と将来の見通しを踏まえ、上下水道事業のサービス向上と安全で衛生的な生活環境の構築を図るため、今後の経営のあり方、施設の統廃合を含めた整備計画等について審議を重ねてきた。

その結果、経営の効率化を図るためのさらなる企業努力を前提に、早期に経営の健全化を図るためには、上下水道の料金改定が必要であると判断し、ここに答申するものである。

今後、本審議会の答申の趣旨を尊重し、市民生活を支える上下水道事業の健全な運営を期待する。

西脇市上下水道事業の経営の健全化について

( 答 申 )

平成 22 年 1 月 21 日

西脇市上下水道事業審議会

はじめに .....	1
------------	---

## 水道事業

1 現状と課題について	
(1) 水需要の動向 .....	3
(2) 財政収支 .....	3
2 配水計画及び整備計画について	
(1) 基本方針 .....	6
(2) 配水計画 .....	6
(3) 整備計画 .....	6
3 経営の健全化について	
(1) 経営健全化の必要性 .....	6
(2) 経営健全化の取組み .....	7
(3) 国県への要望 .....	7
4 水道料金の改定について	
(1) 料金の統一 .....	7
(2) 水道料金の算定期間 .....	7
(3) 水道料金の改定 .....	7
(4) 改定前後の料金収入見込 .....	8
(5) 改定後の収益的収支見込 .....	8
水道事業財政計画 .....	資料 ①

## 下水道事業

1 現状と課題について	
(1) 普及率及び水洗化率 .....	10
(2) 汚水排除量の予測 .....	10
(3) 財政収支 .....	10
2 今後の整備計画について .....	12
3 経営の健全化について	
(1) 建設改良・更新費 .....	12
(2) 管理運営の効率化及び維持管理費 .....	13
(3) 収入確保 .....	13
4 下水道等使用料の改定について	
(1) 使用料金体系の統一 .....	13
(2) 下水道等使用料の対象経費 .....	14
(3) 下水道等使用料の算定期間 .....	14
(4) 下水道等使用料の改定 .....	14

(5) 改定前後の使用料収入見込 .....	14
(6) 改定後の財政収支見込 .....	15
下水道事業財政計画 .....	資料 ②
<b>要望事項</b> .....	16
<b>おわりに</b> .....	16

## はじめに

西脇市は、平成17年10月1日に旧西脇市と旧黒田庄町とが合併して誕生した。四方を山地や丘陵に囲まれ、県内最長の加古川、その支流である杉原川、野間川の河川沿いの平野部に集落や農地が形成され、平成21年11月1日現在、人口44,551人、面積132.47km<sup>2</sup>、自然豊かなまちである。

水道事業は、給水開始以来、間断なく施設の拡張・整備を図ってきた結果、現在では給水区域が市内全域にわたっている。今後は、水道が市民生活はもとより、都市活動を支える基幹的な都市施設であることに鑑み、水道事業の責務として、通常時の安定的な供給を確保することは当然のこと、異常渇水時や地震災害等の緊急時においても、ライフラインを確保し安全で良質な水道水を安定して供給するという使命を果たしていくことが重要な課題である。

しかしその一方で、財政面においては、維持管理費の節減、民間委託の導入、職員の削減等経営努力を行ってきたようであるが、平成21年度決算において、財政収支の均衡を失し、単年度赤字を計上する見込みとなっている。さらに今後の財政を見通した場合、収入面においては、社会経済活動の成熟化や利用者の節水意識の浸透、また市内人口の減少により、さらなる水道料金収入の減少が予測されている。

また支出面においても、前段で述べた水道事業の役割を果たすために、県水の購入が平成21年度より始まり、また水道施設の適正な維持管理と老朽化する施設の更新整備、市内全域への高度処理された水道水の供給を行うための施設整備が必要とされている。よって、水道事業の財政は、引き続き赤字額が増加する状況にあり、健全な経営基盤の強化が求められている。

また、下水道事業は、下水道整備の推進及び効率的な施設の維持管理を行ってきたことで、平成20年度末での普及率は99.96%となり、市内ほぼ全域で下水道の供用ができるようになった。

今日の下水道施設は、市民が健康で快適な生活を営んでいくために、欠くことのできない重要な都市基盤施設であり、衛生的な生活環境への改善、雨水排除による浸水の防除及び公共用水域の水質保全に寄与し、地球環境に配慮した循環型社会の形成に大きな役割を担っている。

こうした下水道の整備は、相当の年月と多額の費用を必要とし、その費用の財源となる下水道事業債の元利償還金の増大が、下水道事業並びに市財政を悪化させていることが近年の問題となっている。西脇市も例外ではなく、平成20年度末の下水道事業債未償還残高が298億円に上り、今後さらに元利償還金が増大していく見込みである。前段で述べた下水道の役割を果たすためには、ライフラインとしての安定的かつ適正な維持管理と老朽化する施設の更新整備が必要であり、水道事業と同様に、それを行うため健全な経営基盤の強化が求められている。

本審議会は、上下水道事業の経営の健全化を目指し、さらなる維持管理コスト縮減の方策、地区間で格差のある料金の統一化を含めた適正な料金設定についての検討を

行った。

## 水道事業

### 1 現状と課題について

#### (1) 水需要の動向

##### ① 家庭の水需要

※ 西脇市総合計画書より引用

下水道整備により水需要の増加が見込まれていたが、使用者の節水意識の浸透や節水機器の普及により、一家庭の水道使用量は年々減少している。また、西脇市の将来人口予測においても、平成 32(2020)年の推計人口は 36,597 人で、合併時より 16%減少する見込みとなっている。したがって、今後、給水人口も年々減少していく見込みであり、それに伴い水道使用量も減少していくものと予想される。

##### ② 事業所等の水需要

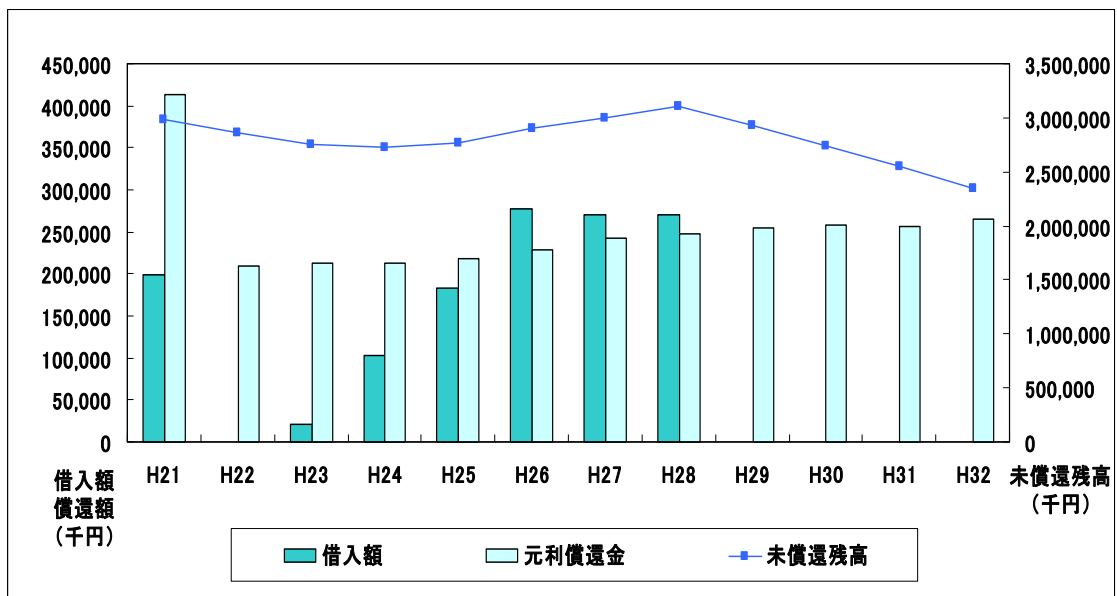
事業所などの水需要においても、長引く景気低迷の影響から、製造ルートを検証するなど企業努力により節水が進み、年々減少している。

#### (2) 財政収支

現行料金収入による平成35年度までの財政計画…資料①

##### ① 企業債

水道整備の財源として借り入れた企業債の平成 20 年度末未償還残高は、30 億 8,000 万円、平成 19～21 年度に一部繰上償還を行い、一時は減少したものの、借り入れを続けるため、未償還残高及び元利償還金は平成 24 年度以降年々増加していく見込みが立てられている。



##### ② 収益的収支 (水道水を家庭、事業所などに供給するために必要な経費と財源)

平成 3 年 6 月 (黒田庄地区は平成 12 年 4 月) の料金改定以来、維持管理費の節減、民間委託の導入、職員の削減等の経営努力を行い、健全経営が図られてきた。しかしながら、収入面においては、長引く景気の低迷や節水意識の浸

透、人口の減少などの影響を受けて、水需要が減少傾向にあり、水道料金収入は落ち込んできている。

他方、支出面では、老朽化した春日浄水場の代替施設として県水受水施設を整備し、平成 21 年度から一部受水を開始したことにより、受水費、減価償却費が増加したため、経常費用が増加し始めたようである。しかしながら、県水受水は、春日浄水場の更新事業費等とあらゆる面で比較した場合、将来的な企業債の元利償還、維持管理費等の水道事業全体としての経費の軽減を図れるものと期待されている。

かくして、平成 21 年度は単年度赤字を計上する見込みとなっており、その赤字額は今後、年々増加していく厳しい状況に直面している。

(単位:千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収入 a	906,964	895,275	883,970	872,439	860,898	849,365	837,825	826,115
支出 b	986,192	1,007,744	1,020,754	1,034,389	1,023,767	1,078,599	1,142,575	1,133,731
収支差引 c=a-b	△79,228	△112,469	△136,784	△161,950	△162,869	△229,234	△304,750	△307,616

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
収入 a	814,752	803,042	794,118	785,018	773,664	762,894	751,708
支出 b	2,019,130	1,184,278	1,156,856	1,141,381	1,127,906	1,094,163	1,080,250
収支差引 c=a-b	△1,204,379	△381,236	△362,738	△356,363	△354,241	△331,270	△328,542

### ③ 資本的収支（施設の整備、改築更新をするために必要な経費と財源）

支出では、老朽化した水道施設の改築更新、高度処理施設整備に必要な経費及び県水受水施設などの整備時に借り入れた企業債の償還元金が計上され、収入では、整備費用の財源として借り入れる企業債、国庫補助金が計上されている。そして、その不足分については、減価償却費などからなる補てん財源で補てんされている。

(単位:千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収入 d	522,682	46,573	90,266	211,962	333,159	473,358	463,559	463,762
支出 e	928,094	362,153	427,714	480,775	594,136	742,822	748,210	755,049
収支差引 f=d-e	△405,412	△315,580	△337,448	△268,813	△260,977	△269,464	△284,651	△291,287
補てん財源 g	427,904	443,080	447,377	451,396	452,284	454,385	458,878	452,037

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
収入 d	61,968	63,175	63,384	63,596	63,809	64,025	64,243
支出 e	362,920	374,365	380,863	392,892	392,595	402,351	363,675
収支差引 f=d-e	△300,952	△311,190	△317,479	△329,296	△328,786	△338,326	△299,432
補てん財源 g	1,303,822	470,149	462,339	454,743	449,555	427,220	421,100

## ④ 資金収支

収益的収支の悪化により年々資金不足が増大し、内部留保資金は今後、減少していき、平成29年度には水道事業経営が立ち行かなくなる可能性がある。

(単位:千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年間 c+f+g	△56,736	15,031	△26,855	20,633	28,438	△44,313	△130,523	△146,866
累計	393,940	408,972	382,117	402,749	431,187	386,875	256,352	109,486

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
年間 c+f+g	△201,509	△222,277	△217,877	△230,916	△233,471	△242,376	△206,874
累計	△92,023	△314,301	△532,178	△763,094	△996,565	△1,238,941	△1,445,816

上記(1)、(2)を踏まえ、今後の水道事業を考えると、安全で良質な水道水の安定供給を行うための費用支出が増加していく一方で、収入は徐々に減少していき、数年後にはいわゆる破綻状態になっていくことが予想される。

資金不足の解消に向けて、収入の確保、維持管理コスト及び施設整備コストの縮減の方策の検討を行い、経営基盤を強固にし、健全経営を実施することが求められている。

## 2 配水計画及び整備計画について

### (1) 基本方針

水道事業の使命である「安全で良質な水道水の安定供給」が継続して行われるためには、計画的な設備投資が必要である。今後とも費用対効果、将来の経営への影響を見極め、建設費及び維持管理費を抑制するという観点から、投資効率の向上を図り、過大な投資や過度の先行投資が行われることのないよう、精査をしていかなければならない。

また、資金調達については、建設工事費の全額を企業債に頼るならば、将来の水道事業運営に大きな支障をきたすことも考えられることから、国の補助金制度をできる限り利用し、また、内部留保資金等の自己財源で賄うよう努めるべきである。

### (2) 配水計画

西脇市の水道事業の配水拠点である春日浄水場の老朽化に伴い、その代替施設として県水受水施設が整備されている。これを拠点にした配水計画の提示があり検討を行った。市の計画では、配水区域を見直すことにより、水需要の低下により余剰となる水源地等関連施設の停止・統合を行い、それによって高度処理施設の建設費の抑制にも繋がると考えている。

- ① 県水受水を拠点とした配水計画
- ② 水需要の低下による余剰施設の停止・統合
- ③ 市内全域への高度処理された水道水の供給

この配水計画による水道施設の停止・統合は、コスト縮減に有効な方策であると思われるため推進していただき、現施設の維持管理については、配水計画により存続する施設と停止する施設とを区分し、さらなるコストの削減を行う必要がある。

### (3) 整備計画

安全で良質な水道水を安定供給するためには、計画的な老朽施設の改築更新と市内全域に高度処理した水道水の配水が必要であり、配水計画に基づく、水源地等関連施設の停止・統合による自己水源開発、管路整備及び高度処理施設を実施していかなければならない。また、黒田庄地区はすでに高度処理施設整備が完了していることから、簡易水道地区も含め市内サービスの一元化を早急に図る必要があると考えられるため、早期の高度処理化が求められる。しかし、実施に際しては費用対効果、将来の経営への影響を見極め、建設費及び維持管理費を抑制することで、投資効率の向上を図る必要がある。

- ① 老朽施設の計画的な改築更新事業（毎年約2億）
- ② 配水計画による水源地等関連施設の停止・統合による整備事業
- ③ 高度処理施設の整備事業（H23～28年度約17億（②含む））

○別紙、資料①

### 3 経営の健全化について

#### (1) 経営健全化の必要性

水道は、電気・ガス・電話とともにライフラインと呼ばれ、昼夜を問わず 24 時間供給され、市民の日常生活を営む上で一日も欠かせないものである。それと同時に、水道事業は、経営困難を理由に、サービスを一時停止したり事業を廃止することは許されない。すなわち、安全で良質な水道水を安定供給するためには、水道経営基盤の確立が不可欠なのである。そのため、早急に経営悪化に歯止めをかけ、経営の効率化を図りつつ、健全な経営基盤を確立する必要がある。

#### (2) 経営健全化の取組み

経営健全化にあたっては、何よりもまず、経営の効率化を図ることが重要である。また料金改定等にあたって、市民の理解と協力を得るためにも、経費を節減し、経営全般を見直し効率的な事業運営を図る必要がある。

すなわち職員一人ひとりにコスト意識を徹底させ、どうすればコスト削減ができるのか、どうすればより良いサービスを提供できるのかについて、各部門において常に考えていかなければならない。特に人件費の削減については、さらなる職員の削減を検討すべきである。

#### (3) 国県への要望

水道施設の整備事業は、多額の投資が必要であることから、利用者負担の軽減を図るため、その財源の確保策として国からの補助金制度を利用して行ってきた。

しかし、老朽施設の改築更新に対する補助金は、依然として採択基準が厳しいものとなっており、今後とも水道関係予算の獲得へ向けて要望を続けていく必要がある。

また、近い将来において県水が配水量の 50%以上を占めるようになるため、受水費の軽減に向けて、県へ要望を続けていくことも必要である。

### 4 水道料金の改定について

水道事業は、事業に伴う収入（料金収入）によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく公営企業としての独立採算の原則の元、事業経営を行っている。今後も、水道事業の役割を果たしていくためには、健全な事業経営が必要であり、料金収入の確保が必要である。

以下の考え方により適正な料金設定が必要である。

#### (1) 料金の統一

現在、市では、西脇地区（簡水含む）と黒田庄地区の 2 種類の料金表が採用されている。

合併後 4 年が経過しており、料金の統一が望ましいところではあるが、給水原価において格差があり、また、黒田庄地区は高度処理された上質の水道水が供給されており、サービスの内容も異なっている。このようなことから、現状すぐに統一化を図ることは困難と考えるが、現状の財政計画においては、平成 25～26

年度になると給水原価もほぼ同じとなり、また、配水計画では西脇地区において、高度処理された水道水の供給が平成 26 年ごろ供給水量の半分以上を占めるようになる。したがって、合併協議の趣旨を踏まえ、西脇地区の高度処理化を推進し、平成 25～26 年ごろの料金統一を図ることが望ましいと考える。

(2) 水道料金の算定期間

水道料金は、日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたる期間で算定することは、経済情勢の変動により予測の確実性を失うおそれがある。

このことから、今回の算定期間を平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 箇年とすることとした。

(3) 水道料金の改定

維持管理費及び資本費については、全て水道料金収入をもって賄うことが原則とされているため、算定期間の収益的収支の累積赤字が解消できるよう、収入の確保を図ることが基本とされる。収入を確保するために、(1)を踏まえ、今後の料金統一へ向けて、今回は西脇地区（簡易水道地区含む）のみの料金改定を行い、料金収入額を約 27.5%増加させる改定が必要であると考えます。

なお、今回の改定によって過度の累進制（基本料金においては大口径ほど $m^3$ 単価が高くなる・従量料金においては用途により単価設定が異なる）を取ることは、経済情勢により料金収入が大きく変動し、一方で大口需要家の過度な需要抑制となるため、基本料金と従量料金の累進制を現行以下に抑えることが適当であると考えます。

(4) 改定前後の料金収入見込

改定前後の料金収入見込は下記のとおりとなる。その結果、今後 5 年間の料金収入が 845,216 千円増額となることを見込まれている。

（単位 千円）

	H22	H23	H24	H25	H26
改定前 a	866,652	855,344	843,808	832,263	820,726
改定後 b	963,436	1,046,325	1,032,208	1,018,079	1,003,961
増収 c=b-a	96,784	190,981	188,400	185,816	183,235

※ H22年度は下半期からの料金改定として試算している。

(5) 改定後の収益的収支見込

改定後の収益的収支見込は下記のとおりである。改定前の平成22年から26年度の5年間の収支は△803,306千円であったが、改定が行われるならば、プラス1,663千円に転じることが見込まれ、収支の均衡が保てる状態になると予想される。

しかしながら、それでも5年経過後には、再び赤字となることが予想されており、この5年間にさらなる経費の削減方法を模索し、健全経営に努めることを強く要望するものである。

(単位 千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
収益の収入 a	992,058	1,074,951	1,060,839	1,046,714	1,032,600
収益の支出 b	1,012,352	1,029,848	1,043,360	1,032,615	1,087,324
差引 c=a-b	△20,294	45,103	17,479	14,099	△54,724

水道事業財政計画 … 資料 ①

## 下水道事業

### 1 現状と課題について

#### (1) 普及率及び水洗化率

平成20年度末の下水道事業普及率は、下水道処理区域内人口44,255人に対し整備済み区域内人口44,239人で 99.96%となっている。水洗化率は、水洗便所設置済み人口36,444人で 82.38%にとどまっており、より一層、水洗化率の向上に取り組むことが必要である。

#### (2) 汚水排除量の予測

##### ① 家庭からの汚水排除量

※ 西脇市総合計画書より引用

今後、水洗化率向上による汚水排除量の増加が見込めるものの、節水意識の浸透や節水機器の普及により、一家庭から排除される汚水量は年々減少してきている。また、西脇市の将来人口予測においても、平成32(2020)年の推計人口は、36,597人で、合併時より16%減少する見込みとなっており、今後、水洗便所設置済み人口も年々減少し、汚水排除量も減少していくことが予想される。

##### ② 事業所からの汚水排除量

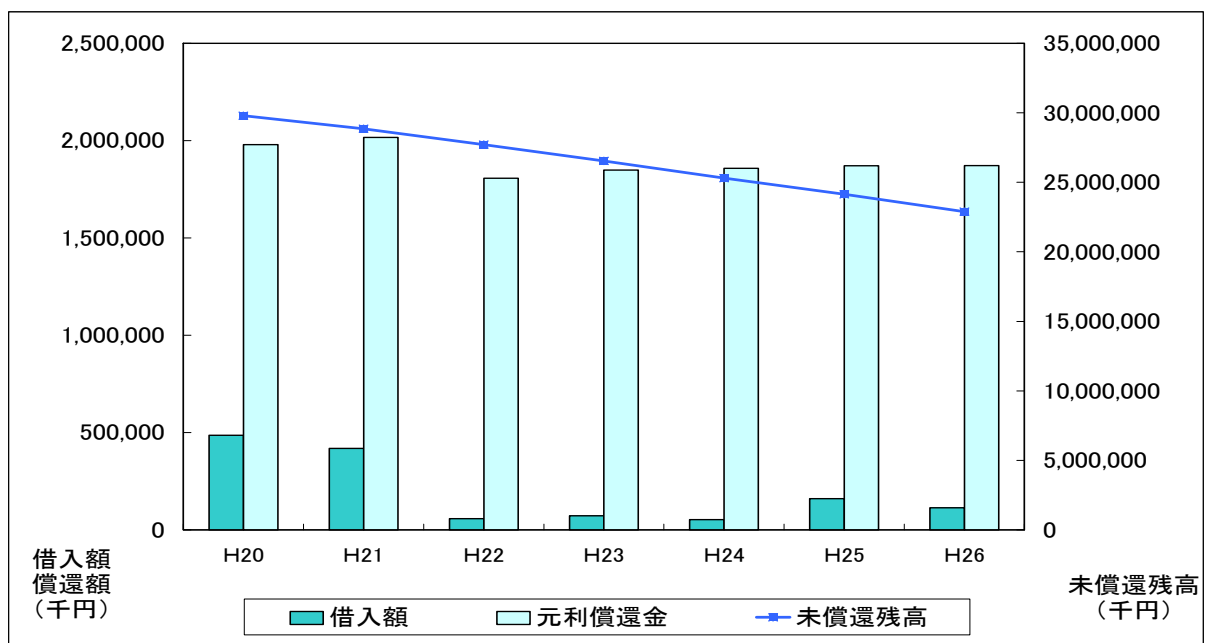
事業所からの汚水排除量も、長引く景気低迷の影響から、製造ルートの検証などの企業努力による節水によって、年々減少の傾向にある。

#### (3) 財政収支

現行使用料金収入による平成30年度までの財政計画…資料②

##### ① 企業債

整備費用の財源として借り入れた下水道事業債の平成20年度末未償還残高は 297億8,883万円で、平成22年以降も元利償還金は年間18億円を越えることが見込まれている。



② 収益的収支（家庭、事業所から排除された汚水进行处理するために必要な経費と財源）

収入は、汚水排除量の減少により使用料収入が伸び悩み、基準内繰入金も対象となる下水道事業債利息の減により、減少していく見込みである。支出は、老朽化していく施設の維持管理、修繕コストが増加していく一方で、支払利息の減により、減少していく見込みである。

（単位 千円）

	H22	H23	H24	H25	H26
収入 a	1,547,034	1,582,666	1,600,770	1,602,437	1,590,615
支出 b	1,802,281	1,774,165	1,762,743	1,719,271	1,667,091
収支差し引き c=a-b	△255,247	△191,499	△161,973	△116,833	△76,477

③ 資本的収支（施設の整備、改良するために必要な経費と財源）

支出では、流域下水道への建設負担金、老朽化した汚水施設の更新、雨水施設の改良に必要な経費及び当初整備時に借り入れた下水道事業債の償還元金が計上され、収入では、整備費用の財源として借り入れる企業債、基準内繰入金計上されている。その結果、差し引き不足額については、補てん財源を充ててもなお不足が生じる状態となっている。

（単位 千円）

	H22	H23	H24	H25	H26
収入 d	528,773	527,960	534,012	630,224	581,394
支出 e	1,329,792	1,397,103	1,439,585	1,578,984	1,549,610
収支差し引き f=d-e	△801,019	△869,143	△905,573	△948,760	△968,216
補てん財源 g	718,831	715,368	713,484	702,779	686,474
差し引き不足額 h=f+g	△82,188	△153,775	△192,089	△245,981	△281,742

④ 資金収支

恒常的に3億5,000万円前後の資金不足が生じ、一般会計からの繰入金（赤字補てん）に頼らざるを得ない状況になっている。

（単位 千円）

	H22	H23	H24	H25	H26
収益的収支赤字額 c	△255,247	△191,499	△161,973	△116,833	△76,477
資本的収支不足額 h	△82,188	△153,775	△192,089	△245,981	△281,742
資金不足額 c+h	△337,435	△345,274	△354,062	△362,814	△358,219

上記(1)～(3)を踏まえ、今後の下水道事業を考えると、支出が、施設の老朽化による維持管理費の増、下水道事業債元利償還金の増により増加していく一方で、収入は徐々に減少していき、下水道事業会計はますます厳しい状況になっていくものと予想される。

したがって、資金不足の解消に向け、収入の確保、維持管理コスト縮減の方策を検討し、経営基盤を強固にし、健全経営を実施する必要がある。

## 2 今後の整備計画について

汚水整備は、汚水管渠の整備がほぼ完了しており、今後は、老朽化した汚水施設の更新及び流域下水道への建設負担金が主な整備と見込まれている。

市提示の長期整備計画では、現在の14処理区を、統廃合により2処理区へとするものであった。この計画は、今後の維持管理コストを縮減するための方策として立案されているもので、統廃合実施後は、平成20年度実績で汚水1 m<sup>3</sup>あたり123円要している汚水処理費が105円程度にまで下がり、年間約6,000万円のコスト削減が見込めるとの試算であった。また、14処理場の場内機器の更新費用と処理場統廃合費用とを比較した結果においても、統廃合費用の方が安価となる試算であった。

処理施設の統廃合は、コスト縮減に有効な方策であると思われるため、各省庁、県及び近隣市との調整を行っていただき、現施設の維持管理については、統廃合計画により存続する処理場と廃止する処理場とを区分し、「選択と集中」の理念の下で維持管理し、さらなるコストの削減を行うことが求められる。

市は、平成16年の台風23号での被害を教訓に、市街地の内水対策を行ってきており、現在ほぼ完了となっている。今後も、市民の命と財産を守るべく、計画どおり雨水幹線、排水路、樋門の整備を行っていただき、異常気象等による豪雨にも対応できる浸水対策を実施するよう要望する。

## 3 経営の健全化について

地方公営企業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその目的である公共の福祉を増進するために、経営基盤を強固にし、健全な経営を行い、支出縮減及び収入確保を図ることが必要である。支出では、下水道事業は、長期の建設期間と多額の投資を必要とするものであり、その経費のうち汚水処理に係る部分は、資本費も含め使用料収入で回収することから、建設改築・更新費及び維持管理費については、計画的かつ効率的に行われる必要がある。一方、収入では、汚水処理に係る部分の経費を使用料収入で賄えるよう、使用料を設定する必要がある。

### (1) 建設改築・更新費

下水道事業の建設改築・更新は、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、効率的・効果的な事業執行を進める必要がある。建設コストの縮減については、設計基準、工法の見直しにより実施しているようであるが、さらにコスト縮

減を推進するためには、下水道工事の計画から設計、発注及び施工に至る事業執行プロセス全体にわたり、将来の維持管理コストを含めたコスト縮減に資するよう取り組むことを求める。

#### (2) 管理運営の効率化及び維持管理費

管理運営の効率化は、施設の利用効率を最大限に高めるよう、有収水量を確保することが最も重要なことである。管渠が整備されているにもかかわらず接続がなされていない場合には、公共用水域への悪影響など下水道の本来の機能が十分に発揮されないばかりでなく、施設の利用効率が低下し、投資の回収ができず、下水道経営の悪化に繋がる可能性がある。よって、下水道未接続者の解消に取り組み、水洗化率の向上を図ることが必要である。

維持管理費については、効率的な水処理の運転管理、動力費、光熱水費等の削減、計画的改修による修繕費の縮減、さらなる民間委託の検討など、経費の徹底的抑制を図り、処理施設の統廃合により、さらに維持管理費の削減に取り組むことが必要である。

また、西脇地区公共下水道は、加古川上流流域下水道への流入量に応じて、維持管理に要する費用を負担している。費用負担を削減するため、計画的な調査・補修を進め、管渠の破損、老朽化等による地下水の流入など防止する必要がある。

#### (3) 収入の確保

水洗化率を向上させ、下水道等使用料収入を確保することが重要である。また、使用料の徴収については、収納率の向上を図るよう最大限の努力が必要である。水洗化率の向上により収入増加してもなお汚水に係る経費が使用料収入で賄えない場合においては、適正な使用料の設定を行い、収入の確保を図ることが必要とされる。

### 4 下水道等使用料の改定について

現行の使用料金の設定では、恒常的に生じる資金不足の解消を一般会計からの赤字補てんに頼らざるを得ない状況になっている。健全な事業経営からは程遠く、今後、市税及び地方交付税収入が減少する見込みの一般会計を圧迫していくことが予想される。

また、事業に伴う収入（下水道等使用料収入）によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく公営企業としての独立採算の原則とも乖離することとなる。この現状を解消するためには、使用料収入の確保が必要であり、以下の考え方により適正な使用料設定が必要であると考えらる。

#### (1) 使用料金体系の統一

合併後、公共下水道使用料については、使用水量による従量制、黒田庄地区下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、住居人数による人頭制が採用されている。また、人頭制の単価についてもそれぞれ設定され、3種類の料金表が採用されている。

今後の下水道等使用料については、同じ汚水処理サービスの対価であることから、合併協議の趣旨を踏まえ、受益と負担の公平の観点から、市内同一の料金体系が望ましいと考える。

算定方法については、使用水量の多寡に関係なく、居住人数により使用料を固定する人頭制と、使用水量に応じて使用料を決定する従量制とでは、従量制の方がより公平である。また、施設設備コストという点で考えれば、汚水排除量の大きい企業等の大口使用者と生活雑排水程度の汚水排除量の一般家庭とでは、格差を設けることも必要である。

以上のことから、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進従量制として、市内全域の使用料金体系を統一すべきであると考え。なお、累進従量制の累進度を過度に設定することは、経済情勢により使用料収入が大きく変動するため、現行の西脇地区公共下水道使用料の累進度を越えない程度が適当であると考え。

#### (2) 下水道等使用料の対象経費

下水道事業については、地方財政法の規定により特別会計を設け、その経費は事業に伴う収入をもって充てなければならないものとされており、独立採算の原則が適用されている。

使用料収入で回収すべき対象経費は、総務省の示す「地方公営企業に対する繰出金について」の通達による「汚水私費、雨水公費の原則」に基づき算定され、それは、維持管理費と資本費のうち公費負担分を除いた金額である。公費負担分とは、平成21年4月24日付総財公第69号「平成21年度の地方公営企業繰出金について」によるものとする。

#### (3) 下水道等使用料の算定期間

下水道等使用料は、日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたる期間で算定することは、経済情勢の変動により、予測の確実性を失う恐れがある。

このことから、今回の算定期間は、平成22年度から26年度までの5箇年として考える。

#### (4) 下水道等使用料の改定

汚水に係る維持管理費及び資本費については、全て下水道使用料収入をもって賄うことが原則であるため、算定期間の収益的収支の累積赤字が解消できるよう収入の確保が必要である。収入を確保するには、全使用料を西脇地区公共下水道使用料に統一した使用料総収入額（統一することにより約6%の収入減となる見込み）を約35%増加させる改定が必要になると考える。

#### (5) 改定前後の使用料収入見込

改定前後の使用料収入見込は下記のとおりとなり、その結果、今後5年間の料金収入が8億4,117万2千円の増収となることを見込まれる。

(単位 千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
改定前 a	618,649	621,052	623,288	622,265	618,466
改定後 b	786,150	789,394	792,413	791,032	785,903
増収 c=b-a	167,501	168,342	169,125	168,767	167,437

(6) 改定後の財政収支見込

改定後の財政収支見込は下記のとおりである。

収益的収支は、平成25年度から黒字へと転じ、資本的収支の不足へ充当できるようになると見込まれ、よって毎年発生する資金不足については、資本費平準化債(元金償還金と減価償却費との差額分を借入れ、資本費を平準化させる企業債)を借り入れるなどし、一般会計からの赤字補てんに大きく依存した会計から脱却できるものと見込まれる。

(単位 千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
収益的収入 a	1,714,535	1,751,009	1,769,895	1,771,205	1,758,052
収益的支出 b	1,810,257	1,782,182	1,770,796	1,727,307	1,675,065
差引 c=a-b	△95,722	△31,172	△901	43,897	82,988
資本的収入 d	528,773	527,960	534,012	630,224	581,394
資本的支出 e	1,329,792	1,397,103	1,439,585	1,578,984	1,549,610
差引 f=d-e	△801,019	△869,143	△905,573	△948,760	△968,216
補てん財源 g	718,831	715,368	713,484	702,779	686,474
資金不足 c+f+g	△177,910	△184,947	△192,990	△202,084	△198,754

下水道事業財政計画 … 資料 ②

## 要望事項

- (1) 長期景気低迷の厳しい社会・経済情勢のもとでの水道料金、下水道等使用料の改定は、直接市民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨、内容等を十分に理解していただくための周知期間をとり、効果的な広報活動を行うよう努められたい。  
また、改定にあたっては、生活弱者等への配慮について、西脇市として格段の対応を図ることを要望したい。
- (2) 水道料金、下水道等使用料が適正な設定であることが必要であり、水道整備計画、生活排水処理計画、下水道整備計画、中期経営計画等により、計画的かつ効率的な整備・維持管理を行い、維持管理費及び資本費が過大とならないよう留意されたい。
- (3) 水道は、生活基盤を支える基幹的な都市施設であることから、水道事業者の責務として安全安心な水道水の供給に努められたい。
- (4) 下水道は、生活環境の改善や公共用水域の保全を図る上で、大きな役割を果たしているため、その重要性について市民の理解と関心を深め、水洗化率向上を目的とした啓発活動を一層推進していただきたい。
- (5) 水道料金について、今回は西脇地区のみの料金改定としたが、黒田庄地区との料金統一を平成25～26年ごろに実現していただきたい。
- (6) 受益者負担の原則、使用者間の負担の公平性を考慮した料金設定とし、定期的な適正料金の見直しなど、一層の経営努力を図っていただきたい。

## おわりに

上下水道事業は、その事業に伴う収入によって賄われる事業であり、効率的な経営によって市民の福祉向上に寄与するという観点から、可能な限り経済性を追求すべき事業であると言える。

その運営にあたっては、「人件費の削減」「民間委託」「維持管理コスト縮減」などが図られているが、今後とも、さらに事業の合理化に努め、住民負担を軽減するために可能な限り経費の抑制を図ることが求められる。

本審議会は、市長からの諮問を受け上下水道事業の経営の健全化及びその具体的な方策について検討し、その方策として平成22年度から26年度までの5年間の水道料金及び下水道等使用料の改定を答申することとした。

今回の改定では、5年間の収益的収支の累積赤字を解消することを前提に算定したが、改定後の財政状況も引き続き厳しいものになることが予想されることから、今後の社会情勢や経済情勢の変化を的確につかみ、今後とも、経営改革、適正な料金の設定等を行っていく必要がある。



# 付 属 資 料

西脇市上下水道事業審議会  
会長 長 峯 純 一 様

西脇市長 來 住 壽 一

上下水道事業の経営の健全化について（諮問）

本市の水道事業については、使用者に安全で良質な水道水を安定供給することを目的として、水道施設の拡張、更新、維持管理を計画的に実施してきました。一方、下水道事業にあっては、生活排水の適切な処理の推進として、市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて河川等公共用水域の水質保全に資することを目的として下水道施設の整備、更新、維持管理を計画的に実施してきました。これら、上下水道事業の目的を達成するためには、健全経営の確保が欠かせません。

上下水道事業とも、経営基盤強化の具体的方策を定めた、中期経営計画を平成18年度に作成し、経営の健全化に努めてまいりましたが、水道事業におきましては、平成21年度以降は赤字が毎年発生し、年々その額が増加する見込みになっております。また、下水道事業におきましても、一般会計繰入金が増加し、市財政を圧迫しております。

この様な中、独立採算が原則である公営企業にとって、健全な事業経営を図る必要がありますので、西脇市上下水道事業審議会条例第2条の規定により、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

1 上下水道事業の経営の健全化及びその具体的な方策について

## 西脇市上下水道事業審議会条例

平成21年3月27日条例第6号

### (設置)

第1条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の健全な事業運営について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 上下水道事業計画に関すること。
- (2) 水道料金、下水道使用料等に関すること。
- (3) その他上下水道事業の運営上必要と認めること。

### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 市民を代表する者 7人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	勤労福祉センター運営委員会 委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	」
	勤労福祉センター運営委員会 委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	

を

「	勤労福祉センター運営委員会 委員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	」
	西脇市上下水道事業審議会委 員	日額	7,800	行政職給料表適用職員 相当額	

に

改める。

## 西脇市上下水道事業審議会運営規則

平成21年7月23日西脇市上下水道事業審議会決議

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市上下水道事業審議会条例（平成21年条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、西脇市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。

(会議の傍聴の手続等)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴人は発言権を有しない。

4 会長が、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認めた者の、傍聴は認めない。

(会議録)

第4条 会長は、上下水道部職員に会議録を調製させ、次の事項を記載しなければならない。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の職氏名

(4) 会議に付した案件

(5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ記録し、会議録とする。

3 会議録に署名する委員は、会長並びに2人の委員とし、会長がその都度指名する。

4 会議録は、次の事項を除いて公開とする。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

5 会議録の公開は、市ホームページで行う。

6 第4条第2項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは詳細な会議録を作成することができる。

附 則

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

西脇市上下水道事業審議会委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
会長	学識経験を有する者	長峯 純一	関西学院大学総合政策学部 教授
委員	学識経験を有する者	上山 泰弘	近畿税理士会西脇支部 税理士
委員	学識経験を有する者	岩佐 正生	マイクロンジャパン（株） 総務部長
委員	市民を代表する者	竹内 泰彦	西脇市連合区長会 会長
委員	市民を代表する者	徳岡 秀明	芳田地区区長会 会長
委員	市民を代表する者	藤原 一志	黒田庄地区区長会 会長
委員	市民を代表する者	遠藤 敏子	消費者協会 会長
委員	市民を代表する者	阿江 智子	公募

西脇市上下水道事業審議会審議経過

	開催年月日	審議の内容
第1回	平成21年7月23日	上下水道事業の現状について
第2回	平成21年8月10日	上下水道事業の現状について（現地視察）
第3回	平成21年9月8日	水道事業 財政計画・事業（整備）計画について
第4回	平成21年10月5日	水道事業 財政計画・事業（整備）計画について
第5回	平成21年11月6日	水道事業 財政計画・事業（整備）計画について 下水道事業 財政計画・事業（整備）計画について
第6回	平成21年12月2日	上下水道料金の改定について
第7回	平成22年1月7日	上下水道料金の改定について
第8回	平成22年1月21日	答申書（案）の検討及び答申書作成